

VIII 資 料

1 総合交通政策の推進(福岡県交通ビジョン2022)

(1) 総論

ア 「交通ビジョン」策定の趣旨

本県では、平成29年3月に、「福岡県総合計画」の部門計画として、「福岡県交通ビジョン2017」(以下「交通ビジョン2017」という。)を策定しました。

「交通ビジョン2017」策定後、新北九州空港道路や福岡高速6号線等の開通、福岡空港・北九州空港の機能強化等、本県の交通基盤整備は着実に進展しました。

「福岡県交通ビジョン2022」(以下「交通ビジョン2022」という。)は、こうした、これまでの成果や交通を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政機関のみならず、県民、交通事業者等あらゆる関係者が協働し、交通に関する諸施策を推進するために策定したものです。

イ 計画の性格

時代の変化を踏まえた4つの「基本方針」をもとに、取り組むべき交通施策の方向性を示すものです。

ウ 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間としています。

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
交通ビジョン										

(2) 施策の推進方策

ア 市町村との連携

地域の実情に応じた交通施策を、住民に最も身近な基礎自治体である市町村と連携を図りながら推進していきます。

イ 九州・山口各県との連携

九州・山口各県により構成される「九州地方知事会」や九州・山口各県と経済界により構成される「九州地域戦略会議」等の組織を十分活用し、国をはじめとする行政機関とも連携しながら、九州・山口の発展に資する広域交通ネットワークの充実・強化に取り組みます。

ウ 交通事業者との連携

「地方創生」の基本である、誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てていくことができる地域社会をつくるため、地域公共交通の維持・確保や、地域の実態を踏まえた交通体系の見直し等、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通の実現に、交通事業者と行政機関、県民が連携して取り組みます。

エ 成果の検証と新たな施策の検討

県内の交通関係事業者、有識者、行政機関等で構成する「福岡県交通対策協議会」において、「交通ビジョン2022」に掲げた施策の進捗状況や成果を検証し、必要に応じて、新たな施策や目標の検討を行うといったPDCAサイクルにより、実効性を高めていきます。

(3) これまでの成果と交通を取り巻く状況の変化

「交通ビジョン2017」の各施策についてのこれまでの成果と交通を取り巻く状況の変化を、以下の5つの観点から取りまとめました。

これまでの成果

1 アジアの活力取り込みと人・モノの流動拡大

- 福岡空港の民間委託による空港運営を開始
- 北九州空港における滑走路の3,000mへの延長に向けた国の調査開始
- 北九州港、博多港、苅田港、三池港の整備
- 福岡高速6号線、新北九州空港道路、有明海沿岸道路の開通
- 地域の産業拠点とインターチェンジ等の交通拠点を結ぶ道路網の整備

2 地域間の連携強化と九州・山口の一体的発展

- 下関北九州道路の事業化に向け、計画段階評価が実施され、対応方針が決定
- 味坂スマートIC（仮称）整備の事業化（R5.3.30「小郡鳥栖南SIC」に名称決定）
- 広域的な道路網を構成する一般国道や主要な県道の整備
- 「THE RAIL KITCHEN CHIKUGO」や「或る列車」等の観光列車の運行
- AI等を活用したオンデマンド交通システムや自動運転サービスの導入

3 大規模災害への備えと事故の未然防止

- 道路、主要ターミナル駅、空港の耐震対策の実施
- 緊急輸送道路の整備、道路の無電柱化の実施
- 県内すべての高潮浸水想定区域図の公表
- 交通安全教育や広報啓発活動等による交通安全対策、飲酒運転撲滅対策の推進
- 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」の施行による自転車損害賠償保険等への加入の義務化

4 地方創生のためのまちづくりと連携した交通網の整備

- コミュニティバス等の広域路線数の増加
- 地域公共交通の利用促進の実施（乗継利便性の向上、パーク・アンド・ライドの推進、イベントの開催等）
- 住民生活の利便性を高め、安全性確保につながる道路の拡幅や歩道の整備
- サイクリングロードの整備（直方北九州自転車道線、遠賀宗像自転車道線）
- 道路、鉄道駅、鉄道車両、バス車両のバリアフリー化の実施

5 地球温暖化対策の推進

- 交通渋滞の緩和や解消による二酸化炭素排出の抑制に向けた道路整備や交通管制システムの改修の実施
- EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）の普及促進
- 電気バスを活用した実証実験（アイランドシティ～千早駅間）

交通を取り巻く状況の変化

1 グローバル化の進展

- 外国人入国者数、外国人労働者数の増加
- 国際スポーツ大会の開催
- 経済のグローバル化の進展による自動車、農林水産物の輸出の拡大
- 新型コロナウイルス感染症による経済や社会への甚大な影響

2 変わりゆく地域公共交通

- 高齢化による免許返納者の増加
- 人口減少による地域公共交通の利用者の減少
- 運転手不足による路線バスの廃止や減便
- 新型コロナウイルス感染症による移動需要の激減と地方部での生活を求める機運の高まり

3 激甚化、頻発化する自然災害とインフラ老朽化の加速

- 平成 29 年以降、5 年連続で甚大な被害をもたらす自然災害が発生
- 平成 29 年 7 月九州北部豪雨による JR 日田彦山線（添田駅～夜明駅間）や道路の被災
- 交通インフラ老朽化の進行に伴い、修繕や更新時期が集中して到来

4 技術革新に伴う交通環境の変化

- 自動運転や AI 等を活用したオンデマンド交通システム導入の取組
- 先端技術を活用した環境対応自動車や先進安全自動車の普及
- ITS（高度道路交通システム）の活用
- 交通インフラ分野における DX の取組

5 SDGs、脱炭素社会

- SDGs の視点を踏まえた施策の推進
- 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現の宣言
- 福岡県地球温暖化対策実行計画に基づく運輸部門における CO₂ 排出量削減の取組

(4) 展開する施策

「交通ビジョン2022」では、「これまでの成果」、「交通を取り巻く状況の変化」、「交通に関する県民意識」を踏まえた4つの「基本方針」を定め、交通に関する諸施策を総合的、計画的に進めます。

<施策の体系>

基本方針	施策の方向	主要施策
【基本方針1】 世界を視野に九州・山口の一体的発展を支える交通ネットワークをつくる	1 福岡空港、北九州空港の役割分担と相互補完の推進	(1) 福岡空港、北九州空港の機能強化
		(2) 福岡空港、北九州空港の連携強化
	2 国際貿易、国際観光を担うターミナル港湾の整備	(1) 北九州港、博多港の機能強化
		(2) 県営港湾の整備・利用促進
	3 空港、港湾と県内各地域を結ぶネットワークの強化	(1) 空港、港湾へのアクセス整備
		(2) 物流の円滑化・強靱化
	4 都市と都市、都市と地域を結ぶ交通網の充実	(1) 広域道路ネットワークの整備
		(2) 鉄道ネットワークの強化
		(3) 地域の自立促進のための道路網の整備
【基本方針2】 未来を見据え、「デジタル」「グリーン」な交通を展開する	1 交通分野のデジタル化の推進	(1) ICT（情報通信技術）等を活用した交通システムの普及
		(2) 交通インフラ分野のDXの推進
		(3) 次世代自動車の普及・促進
	2 地球環境負荷の少ないグリーンな交通の実現	(1) 道路交通の円滑化の推進
		(2) 地球環境にやさしい交通手段の普及と利用促進
		(3) 交通インフラ分野の脱炭素化
【基本方針3】 住み慣れたところで「働く」「暮らす」「育てる」ことができる持続可能な交通をつくる	1 地域公共交通の維持・確保	(1) 持続可能で多様かつ質の高い地域公共交通の実現
		(2) 地域公共交通の利用促進
	2 誰もが移動しやすい交通環境の推進	(1) 目的地へアクセスしやすい交通環境の整備
		(2) 歩行空間や公共交通施設のバリアフリー化の推進
	3 まちづくりと連携した交通環境の整備	(1) まちづくりと連携した交通網の整備
		(2) 生活道路の整備
【基本方針4】 強靱で安全安心な交通を確保する	1 災害からの早期復旧の実現	(1) 災害からの復旧
		(2) 自然災害対応能力の向上
	2 大規模災害に備えた交通基盤の構築	(1) 交通施設の耐震化の推進
		(2) 防災体制の強化
	3 交通施設の適切な維持管理の推進	(1) 交通施設の安全性向上
		(2) 交通施設の老朽化対策の推進
	4 安全で安心して暮らすための交通安全対策、飲酒運転撲滅対策の推進	(1) 交通安全対策の推進
		(2) 飲酒運転撲滅対策の推進

(5) 施策目標（22件）

施策目標名	当初値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	施策目標名	当初値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
福岡空港の新規国際 路線誘致数	—	4 路線 (累計)	延べ宿泊者数（日本 人）	1,616 万人泊 (令和元年)	1,772 万人泊 (令和8年)
北九州空港の利用者 数	33 万人	212 万人	延べ宿泊者数（外国 人）	426 万人泊 (令和元年)	532 万人泊 (令和8年)
北九州空港の航空貨 物取扱量	15,362 トン	42,000 トン	鉄軌道駅の段差解消 率（※2）	94% (令和元年度)	100% (令和7年度)
三池港コンテナ取扱 個数	18,935TEU	24,000TEU	低床バスの導入率 〔ノンステップバス の導入率〕 (※3)	77%〔35%〕 (令和元年度)	90%〔48%〕 (令和7年度)
鳥栖朝倉線（味坂 SIC（仮称）工区）の 整備（R5.3.30「小郡 鳥栖南 SIC」に名称 決定）	—	完成 (令和5年度)	駅前広場の整備率	81%	86%
鉄道利用者数	1,389 千人/日 (令和元年度)	維持	15m 未満の県管理道 路橋の落橋・崩壊防 止対策の実施橋梁数	34 橋 (累計)	全て実施 (累計 64 橋)
西鉄天神大牟田線 （春日原～下大利） 連続立体交差事業の 整備	—	完成 (令和6年度)	主要ターミナル駅耐 震化率	90%	100% (令和6年度)
乗合バス利用者数	269,132 千人 (令和元年度)	維持	さわやか道路美化促 進事業の認定団体数	747 団体 (累計)	920 団体 (累計)
新たな輸送サービス (※1) の導入件数	8 件 (累計)	30 件 (累計)	停電による信号機の 機能停止を防止する 信号機電源付加装置 (※4) の整備台数	43 基 (累計)	67 基 (累計)
地域鉄道利用者数	7,540 千人 (令和元年度)	維持	交通事故死者数	101 人 (令和3年)	80 人以下 (令和7年)
立地適正化計画を作 成した市町村数	11 市町村 (累計)	19 市町村 (累計)	飲酒運転による交通 事故発生件数	94 件 (令和3年)	60 件以下 (令和8年)

※1 自動運転、AI 等を活用したオンデマンド交通等の新しい輸送サービス

※2 3,000 人以上/日が利用する鉄軌道駅及びバリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた
2,000 人以上 3,000 人未満/日が利用する鉄軌道駅

※3 低床バスとはノンステップバスとワンステップバスの総称

※4 主要幹線道路と災害対策拠点を結ぶ道路上にある信号機電源付加装置

2 県土整備部事務分掌

(1) 本庁

課(室)名	係名	所掌事務
県土整備 総務課	総務係	1 測量法の施行に関すること。 2 県土整備部に係る人事に関する事務の総括に関すること。 3 県土整備関係法規に関すること。 4 庶務に関すること。 5 財務会計に関すること。 6 県土整備部に属する出先機関に関すること。 7 県土整備部各課の連絡調整に関すること。 8 県土整備部に属する事務で他課に属しないこと。
	予算・重点 第一係	1 県土整備部に係る予算の総括に関すること。 2 県土整備部に係る予算に関する事務のうち、他係に属しないこと。 3 県土整備部に係る重要施策等の総括に関すること。 4 県土整備部に係る重要施策等に関する事務のうち、他係に属しないこと。
	予算・重点 第二係	1 県土整備部の県土整備企画課、用地課、道路維持課及び道路建設課に係る工事費の予算に関すること。 2 県土整備部の県土整備企画課、用地課、道路維持課及び道路建設課に係る重要施策等に関すること。
	予算・重点 第三係	1 県土整備部の河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課及び水資源対策課に係る工事費の予算に関すること。 2 県土整備部の河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課及び水資源対策課に係る重要施策等に関すること。
県土整備 企画課	指導係	1 県土整備部に係る事業の総合的進行管理及び工事の工程管理の指導に関すること。 2 県土整備部に係る電算処理システムに関すること（設計積算システムに関するものを除く。）。 3 庶務に関すること。 4 財務会計に関すること。 5 福岡県建設技術情報センターに関すること。 6 公益財団法人福岡県建設技術情報センターに関すること。
	企画広報係	1 県土整備行政の総合企画、調査及び調整に関すること（県土整備部に係る重要施策等の総括に関する業務を除く。）。 2 県土整備部に係る広報に関する事務の総括に関すること。 3 県土整備部所管の公共事業の評価に関すること。 4 職員の土木技術に係る研修に関すること。
技術 調査室	技術調査班	1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に関すること。 2 県土整備部に係る技術事項の企画、調査及び基準に関すること。 3 県土整備部に係る電算処理システムに関すること（設計積算システムに関するものに限る。）。 4 県土整備部に属する事務のうち、土木技術に係るもので他課に属しないこと。
	契約班	1 県土整備部に係る工事の入札（事務委任規則別表の規定により財務担当所長に委任されたものを除く。）に関すること。
	検査員	1 県土整備部に係る工事の検査及び指導に関すること。

課(室)名	係名	所掌事務
用地課	用地係	1 県土整備部所管に係る公共土木施設の用地に関する事務の総括に関すること。 2 県土整備部所管に係る公共土木施設のための用地取得に係る土地評価及び補償の基準に関すること。 3 国土交通省所管の国有財産に関する事務のうち、他課に属しないこと。 4 庶務に関すること。 5 財務会計に関すること。
	収用係	1 土地収用法の施行に関すること。 2 公共用地の取得に関する特別措置法の施行に関すること。 3 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。 4 福岡県収用委員会の庶務に関すること。 5 所有者不明土地の利用に関する法律の施行に関する事務のうち、地域福利増進事業並びに土地収用法の特例に係る裁定申請に対する審査及び裁定事務に関すること。
	用地取得班	1 県土整備部所管に係る公共土木施設のための用地取得及びこれに係る土地評価及び補償に関すること。
道路維持課	管理係	1 軌道法の施行に関すること。 2 道路運送法の施行に関すること。 3 道路法の施行に関すること。 4 ガス事業法の規定に基づく道路等の使用許可に関すること。 5 道路整備特別措置法の規定に基づく道路の維持修繕に関すること。 6 道路交通法の規定に基づく道路の通行区分、使用許可等に係る公安委員会等に対する意見、協議等に関すること。 7 共同溝の整備等に関する特別措置法の施行に関すること。 8 電気事業法の規定に基づく道路等の使用許可に関すること。 9 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業のうち、他係に属しないこと。 10 鉄道事業法の規定に基づく道路への敷設に関すること。 11 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行に関すること。 12 国土交通省所管の国有財産のうち、道路法が適用される道路に関すること。 13 庶務に関すること。 14 財務会計に関すること。
	補修係	1 道路の修繕に関する法律の施行に関すること。 2 道路法の規定に基づく国道及び県道の維持修繕及び道路標識に関すること。 3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく国道及び県道の維持修繕に関すること。
	交通安全係	1 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業の技術に関すること。 2 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、道路に関すること。
	地域防災係	1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく道路施設の災害復旧事業に係る技術に関すること。 2 1に定めるもののほか、道路施設の災害復旧事業の技術に関すること。
	市町村道係	1 道路法の規定に基づく市町村道事業に関すること。 2 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく市町村道事業に関すること。 3 発電用施設周辺地域整備法の施行に関する事務のうち、市町村道事業の技術に関すること。

課（室）名	係 名	所掌事務
道路建設課	企画調査係	1 道路整備特別措置法の施行に関すること（福岡県道路公社及び福岡北九州高速道路公社に関するものを除く。）。 2 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。 3 道路整備の企画、調査及び調整に関すること。 4 新広域道路交通計画に関すること。 5 高速自動車道等の建設に関連する公共事業の計画調整及び設計協議の総括に関すること。
	国道係	1 道路法の規定に基づく国道の新設及び改良に関すること。
	地方道係	1 道路法の規定に基づく県道の新設及び改良に関すること。 2 自転車道の整備等に関する法律の施行に関する事務のうち、大規模自転車道整備事業に関すること。
	橋梁係	1 道路法の規定に基づく国道及び県道の橋梁の架換及び新設に関すること。 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づく市町村道の整備に関すること。
	高速道係	1 道路整備特別措置法の施行に関する事務のうち、福岡北九州高速道路公社及び福岡県道路公社に関すること。 2 高速自動車道等の建設促進に関すること。 3 福岡北九州高速道路公社及び福岡県道路公社に関すること。 4 庶務に関すること。 5 財務会計に関すること。
河川管理課	管理係	1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。 2 河川法の施行に関すること。 3 河川法の規定に基づく河川の維持管理に関すること（技術に関するものを除く。）。 4 砂利採取法の施行に関する事務のうち、採取計画の認可等に関する事務で他課に属しないこと。 5 鉄道事業法の規定に基づく河川、溝渠及び運河等に関すること。 6 国土交通省所管の国有財産のうち、河川法が適用又は準用される河川に関すること。 7 庶務に関すること。 8 財務会計に関すること。
	維持係	1 河川法の規定に基づく河川の維持管理のうち、技術に関すること。 2 河川法の規定に基づくダム等の維持管理に関すること。 3 土木総合防災情報システムの運用管理に関すること。
	水防係	1 水防法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
	災害対策係	1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、県土整備部所管に係るものに関すること（他課に属するものを除く。）。 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定に基づく特別財政援助額等の算定に関すること。 3 県土整備部に係る災害の総括に関すること。 4 1 から 3 までに定めるもののほか、河川施設の災害復旧事業に関すること。

課（室）名	係 名	所掌事務
河川整備課		1 特定都市河川浸水被害対策法の施行に関すること。 2 流域治水の調整等に関すること。
	計画係	1 河川事業の企画調査に関すること。 2 河川法の規定に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画に関すること。 3 庶務に関すること。 4 財務会計に関すること。
	整備第一係	1 河川法の規定に基づく河川の治水に関すること（他係に係るものを除く。）。)
	整備第二係	1 市町村が管理する河川の治水に関すること。 2 河川の災害発生等による緊急な河川改修に関すること。
港湾課	管理係	1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、港湾及び海岸に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。 2 統計法の規定に基づく基幹統計のうち、港湾調査に関すること。 3 水防法の施行に関する事務のうち、高潮に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。 4 港湾法の施行に関すること。 5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、港湾及び海岸に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。 6 海岸法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。 7 砂利採取法の施行に関する事務のうち、海浜地及び海域（漁港区域を除く。）に係る採取計画の認可等に係る事務で他係に属しないこと。 8 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に関すること。 9 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること（技術に関するものを除く。）。 10 その他公共土木施設の災害復旧事業のうち、港湾に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。 11 国土交通省所管の国有財産のうち、港湾及び海岸に係るものに関すること。 12 庶務に関すること。 13 財務会計に関すること。
	港湾係	1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、港湾に係るものの技術に関すること。 2 港湾法の規定に基づき県が港湾管理者となった港湾（以下「県営港湾」という。）の工事に関すること。 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、港湾に係るものの技術に関すること。
	海岸係	1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、海岸に係るものの技術に関すること。 2 水防法の施行に関する事務のうち、高潮に係るものの技術に関すること。 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、海岸に係るものの技術に関すること。 4 海岸法の規定に基づく県営工事に関すること（漁港区域及び農地保全地区を除く。）。 5 砂利採取法の施行に関する事務のうち、海浜地及び海域（漁港区域を除く。）に係る採取計画の認可等に係る技術に関すること。 6 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する事務のうち、技術に関すること。

課（室）名	係 名	所掌事務
砂防課	傾斜地 保全係	1 砂防法の施行に関する事務のうち、土地の制限又は管理に関する こと。 2 採石法の施行に関する事務のうち、採取計画の認可その他災害 防止命令等に係る土木技術に関すること。 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土 木施設の災害復旧事業のうち、砂防施設に係るものに関すること （技術に関するものを除く。）。 4 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、他課に属しない こと。 5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する こと。 6 ぼた山災害防止事業に関する事務のうち、技術に関すること。 7 国土交通省所管の国有財産のうち、砂防法第1条に規定する砂 防設備、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止 施設及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第 2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設に関すること。 8 庶務に関すること。 9 財務会計に関すること。
	砂防係	1 砂防法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。 2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土 木施設の災害復旧事業のうち、砂防設備に係るものの技術に関す ること。
	土砂災害 対策係	1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律の施行に関すること。
水資源 対策課	調整係	1 水資源開発促進法の規定に基づく水資源開発水系の指定及び水 資源開発基本計画に関すること。 2 水源地域対策特別措置法の施行に関すること。 3 独立行政法人水資源機構法の規定に基づく事業実施計画等に関 すること。 4 水行政に係る連絡及び調整に関すること。 5 節水型水利用の推進に関すること。 6 水資源開発地域に係る振興計画の策定及び推進に関すること。 7 庶務に関すること。 8 財務会計に関すること。
	計画係	1 総合的水需給計画の策定及び推進に関すること。 2 広域利水計画の調整及び指導に関すること。 3 水利用の合理化に関すること。 4 地下水の利用及び保全に関すること。 5 工業用水の需給の調整に関すること。 6 北部福岡緊急連絡管の運用に関すること。
水道整備室		1 水道法の施行に関すること。 2 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関す ること。 3 その他水道に関すること。

(2) 出先機関

事務所名	課(室)名	所掌事務
県土整備 事務所 福岡 久留米 南筑後 直方 京築 朝倉 八女 北九州 田川 飯塚 那珂	総務課	1 庶務に関すること。 2 財務会計に関すること。
	企画班	1 県土整備行政の企画、調査及び調整に関すること。
	用地課	1 砂防法の施行に関すること。 2 公有水面埋立法の施行に関すること。 3 測量法の施行に関すること。 4 水防法の施行に関すること（技術に関するものを除く。）。 5 土地収用法の施行に関すること。 6 道路法の施行に関すること。 7 都市公園法の施行に関すること。 8 地すべり等防止法の施行に関すること。 9 水洗炭業に関する法律の施行に関すること（福岡、直方、北九州、田川及び飯塚に限る。）。 10 道路交通法の規定に基づく道路の使用に係る協議に関すること。 11 公共用地の取得に関する特別措置法の施行に関すること。 12 河川法の施行に関すること。 13 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業（技術に関するものを除く。）に関すること。 14 砂利採取法の施行に関すること。 15 都市計画法の施行に関する事務のうち、風致地区に関すること（福岡を除く。）。 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関すること。 17 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関すること。 18 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務（土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に限る。）のうち、届出及び通知の受領に関すること。 19 福岡県屋外広告物条例の施行に関すること。 20 国有財産に関すること。 21 用地取得に関すること。 22 損失補償に関すること。 23 登記事務に関すること。 24 海岸法の施行に関すること（福岡、京築及び北九州に限る。）。 25 港湾法の施行に関すること。（京築及び北九州に限る。）。 26 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること（技術に関するものを除く。福岡、京築及び北九州に限る。）。
	管理課 （福岡） ※福岡においては、 右記所掌事務のうち、 1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 14, 16, 17, 18, 19, 20, 24, 26は管理課が所掌	
	道路課 （久留米、直方、八女、田川、飯塚を除く） 道路維持課 （久留米、直方、八女、田川、飯塚） 道路建設課 （久留米、直方、八女、田川、飯塚）	1 道路法の規定に基づく国道及び県道の新設、改良、踏切除却及び維持修繕に関すること。 2 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。 3 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業の技術に関すること。 4 都市計画法の規定に基づく県営都市計画事業に関すること（朝倉及び田川に限る。）。

事務所名	課(室)名	所掌事務
県土整備 事務所 福岡 久留米 南筑後 直方 京築 朝倉 八女 北九州 田川 飯塚 那珂	河川砂防課 (南筑後を 除く) 港湾河川課 (南筑後)	1 砂防法の規定に基づく砂防施設の建設、改良及び維持修繕に すること。 2 水防法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。 3 地すべり等防止法の規定に基づく地すべり防止施設及びばた山 崩壊防止施設の建設、改良及び維持修繕に関すること。 4 河川法の規定に基づく河川の建設、改良及び維持修繕に すること。 5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく 急傾斜地崩壊防止施設の建設、改良及び維持修繕に関すること。 6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定に基づく基礎調査に関すること。 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に 関係する事務のうち、土木工事の特定建設資材に係る分別解体等 に係るもので、他課に属しないこと。 8 ばた山災害防止事業に関すること(直方、北九州、田川及び 飯塚に限る。) 9 海岸法の規定に基づく海岸の県営の建設、改良及び維持修繕に 関係すること(他の出先機関の所掌事務であるものを除く。福岡、 南筑後、京築及び北九州に限る。) 10 港湾法の規定に基づく県営港湾の建設、改良及び維持修繕に 関係すること(南筑後、京築及び北九州に限る。)。
	都市施設 整備課 (福岡、久 留米、南筑 後、直方、 京築、八 女、北九 州、飯塚 及び那珂)	1 都市計画法の規定に基づく県営都市計画事業に関する こと。 2 都市公園法の規定に基づく都市公園施設の新設、改良 及び維持修繕に関すること(大濠公園能楽堂に係るものを 除く。福岡、南筑後、八女、北九州、飯塚及び那珂に 限る。) 3 下水道法に基づく幹線管渠の新設、改良及び維持補修に 関係すること(南筑後、直方、八女及び北九州に限る。)。
	建築指導課 (南筑後を 除く)	1 統計法の規定に基づく指定統計のうち、建築着工統計に 関係すること。 2 建設業法の施行に関すること。 3 建築基準法の施行に関すること。 4 建築土法の施行に関すること。 5 宅地建物取引業法の施行に関すること。 6 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、建築等の制 限に関すること。 7 都市計画法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に 関係すること。 8 都市再開発法の施行に関すること(地方公共団体施行に 係るものを除く。) 9 浄化槽法の施行に関する事務のうち、浄化槽の構造及び 浄化槽工事業に係る登録に関すること。 10 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務の うち、建築物に関すること。 11 独立行政法人住宅金融支援機構から委託された事務に 関係すること。 12 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律の施行に 関係する事務のうち、建築物の特定建設資材に係る分別 解体及び解体工事業に係る登録事務等に関すること。 13 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法 律の施行に関すること。 14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の 施行に関すること。 15 建設機械抵当法の施行に関すること(福岡、久留米、 北九州及び飯塚に限る。) 16 県営の建築工事及び委託を受けた建築工事の監督に 関係すること(北九州及び那珂に限る。)。

事務所名	課(室)名	所掌事務
県土整備 事務所 福岡 久留米 南筑後 直方 京築 朝倉 八女 北九州 田川 飯塚 那珂	筑紫野古賀線バイパス建設室(福岡)	1 県道筑紫野古賀線のバイパスの建設及び改良に関する事。
	国道バイパス建設室(田川)	1 国道322号田川バイパスの建設に関する事。
	災害事業センター(久留米)	1 筑後川水系流域の浸水対策に関する事業のうち他課に属しない事。 2 令和五年七月豪雨による災害に伴う公共土木施設災害復旧事業、河川等災害関連事業その他災害関係事業に関する事(道路に関する事を除く。)
	災害事業室(朝倉)	1 令和五年七月豪雨災害関係事業の河川に関する事。 2 平成二十九年七月豪雨災害関係事業及び令和五年七月豪雨災害関係事業の砂防施設に関する事。
	災害事業室(八女)	1 広川の浸水対策事業に関する事。
	ダム管理出張所 鳴淵・猪野ダム 瑞梅寺ダム(福岡) 藤波ダム(久留米) 力丸・犬鳴ダム 福智山ダム(直方) 伊良原ダム(京築) 日向神ダム(八女) ます刈ダム(北九州) 油木ダム 陣屋ダム(田川) 南畑・五ヶ山ダム 山神・牛頸・北谷ダム(那珂)	1 ダムの操作に関する事。 2 ダム、貯水池その他付属施設の維持管理に関する事。 3 気象、水象等の調査測定に関する事。 4 テレメーター装置、警報設備及び無線電話の操作及び維持管理に関する事。 5 庶務に関する事。 6 財務会計に関する事のうち、公有財産の管理並びに物品の管理及び保管に関する事。
	三池港管理出張所(南筑後)	1 海岸法の施行に関する事。 2 港湾法の施行に関する事。 3 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する事(技術に関するものを除く。) 4 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に関する事。

事務所名	課(室)名	所掌事務
県土整備 事務所 前原支所 柳川支所 行橋支所 宗像支所	庶務課	1 庶務に関すること。 2 財務会計に関することのうち、税外諸収入の収入及び現金の記録管理に関すること。 3 砂防法の施行に関すること。 4 公有水面埋立法の施行に関すること。 5 水防法の施行に関すること（技術に関するものを除く。）。 6 道路法の施行に関すること。 7 都市公園法の施行に関すること（柳川に限る。）。 8 地すべり等防止法の施行に関すること。 9 道路交通法の規定に基づく道路の使用に係る協議に関すること。 10 河川法の施行に関すること。 11 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業（技術に関するものを除く。）に関すること。 12 砂利採取法の施行に関すること。 13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関すること。 14 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関すること。 15 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務（土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に限る。）のうち、届出及び通知の受領に関すること。 16 国有財産に関すること。 17 海岸法の施行に関すること。 18 港湾法の施行に関すること（前原を除く。）。 19 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること（技術に関するものを除く。）。
	工務課 （柳川を除く） 道路維持課 （柳川） 河川砂防課 （柳川）	1 道路法の規定に基づく国道及び県道の維持修繕に関すること。 2 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。 3 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業の技術に関すること。 4 砂防法の規定に基づく砂防施設の維持修繕に関すること（柳川は建設及び改良に関することを含む。）。 5 水防法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。 6 地すべり等防止法の規定に基づく地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設の維持修繕に関すること（柳川は建設及び改良に関することを含む。）。 7 河川法の規定に基づく河川の維持修繕に関すること（柳川は建設及び改良に関することを含む。）。 8 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に関すること（柳川は建設及び改良に関することを含む。）。 9 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づく基礎調査に関すること（柳川に限る。）。 10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に係るもので、他課に属しないこと。 11 海岸法の規定に基づく海岸の県営の維持修繕に関すること（他の出先機関の所掌事務であるものを除く。柳川は建設及び改良に関することを含む。）。 12 港湾法の規定に基づく県営港湾の維持修繕に関すること（前原を除く。柳川は建設及び改良に関することを含む。）。

事務所名	課(室)名	所掌事務
県土整備 事務所 柳川支所	建築指導課	1 統計法の規定に基づく指定統計のうち、建築着工統計に関する こと。 2 建設業法の施行に関すること。 3 建築基準法の施行に関すること。 4 建築土法の施行に関すること。 5 宅地建物取引業法の施行に関すること。 6 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関 すること。 7 都市計画法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関す ること。 8 都市再開発法の施行に関すること（地方公共団体施行に係るも のを除く。）。 9 浄化槽法の施行に関する事務のうち、浄化槽の構造及び浄化槽 工事業に係る登録に関すること。 10 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、建築 物に関すること。 11 独立行政法人住宅金融支援機構から委託された事務に関するこ と。 12 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律の施行に関する 事務のうち、建築物の特定建設資材に係る分別解体及び解体工事 業者に係る登録事務等に関すること。 13 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 に関すること。 14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関す ること。
苅田港務所	庶務課	1 庶務に関すること。 2 財務会計に関すること。
	港営課	1 水防法の施行に関する事務のうち、高潮に係るものに関するこ と（技術に関するものを除く。）。 2 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること（技術に 関するものを除く。）。 3 県営港湾の管理に関する事務のうち、県営苅田港に関するこ と。
	工務課	1 水防法の施行に関する事務のうち、高潮に係るものの技術に関 すること。 2 県営苅田港の維持修繕及び施行工事に関すること。

3 県土整備部出先機関の所在等

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	管轄区域
福岡県土整備事務所	812-0053	福岡市東区箱崎1丁目18番1号 粕屋総合庁舎	(092)641-0161	(092)632-8677	福岡市のうち那珂県土整備事務所の管轄 区域を除く地域 古賀市 糸島市 糟屋郡
前原支所	819-1112	糸島市浦志2丁目3番1号 糸島総合庁舎	(092)322-2961	(092)324-9255	福岡市西区の一部 糸島市
久留米県土整備事務所	839-0861	久留米市合川町1642番地の1 久留米総合庁舎	(0942)36-6302	(0942)36-6301	久留米市 小郡市 うきは市 三井郡
南筑後県土整備事務所	836-0034	大牟田市小浜町24番地1 大牟田総合庁舎	(0944)41-5112	(0944)41-5120	大牟田市 柳川市 大川市 みやま市 三潞郡
柳川支所	832-0823	柳川市三橋町今古賀8番地1 柳川総合庁舎	(0944)72-4155	(0944)74-3890	柳川市 大川市 みやま市 三潞郡
直方県土整備事務所	822-0025	直方市日吉町9番10号 直方総合庁舎	(0949)22-5608	(0949)22-5644	直方市 宮若市 鞍手郡
京築県土整備事務所	828-0021	豊前市大字八屋2007番地の1 豊前総合庁舎	(0979)82-3350	(0979)83-3215	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡
行橋支所	824-0005	行橋市中央1丁目2番1号 行橋総合庁舎	(0930)23-1747	(0930)25-6917	行橋市 京都郡
朝倉県土整備事務所	838-0068	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	(0946)22-3910	(0946)24-7360	朝倉市 朝倉郡
八女県土整備事務所	834-0063	八女市本村字深町25番地 八女総合庁舎	(0943)22-6982	(0943)23-7722	八女市 筑後市 八女郡

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	管轄区域
北九州県土整備事務所	807-0831	北九州市八幡西区則松3丁目7番1号 八幡総合庁舎	(093)691-2761	(093)692-9479	北九州市 中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
宗像支所	811-3436	宗像市東郷1丁目2番1号 宗像総合庁舎	(0940)36-2005	(0940)36-6433	宗像市 福津市
田川県土整備事務所	825-0002	田川市大字伊田4543番地の1	(0947)42-9111	(0947)42-8760	田川市 田川郡
飯塚県土整備事務所	820-0004	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	(0948)21-4932	(0948)25-6280	飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡
那珂県土整備事務所	816-0943	大野城市白木原3丁目5番25号 筑紫総合庁舎	(092)513-5561	(092)513-5606	福岡市博多区の一部 福岡市南区の一部 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
苅田港務所	800-0315	京都郡苅田町港町29番地	(093)434-0585	(093)436-2875	

4 附属機関等

(1) 行政委員会

名 称	根拠法令	担当事務	担当課
収用委員会	土地収用法第51条	公共事業用地の取得に係る事業施行主体と土地所有者間における紛争解決等に関する事務	用地課

(2) 附属機関

名 称	根拠法令	担当事務	担当課
土地収用事業認定審議会	土地収用法第34条の7 福岡県土地収用事業認定審議会条例第1条	土地収用法の規定によりその権限に属された事項の調査審議	用地課
地方港湾審議会	港湾法第35条の2 福岡県地方港湾審議会条例第1条	福岡県が管理する港湾の開発、利用保全及び管理に関する重要事項の調査審議	港湾課
水防協議会	水防法第8条 福岡県水防協議会条例第1条	水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関すること。	河川管理課

5 令和7年度県土整備部主要行事

時期	行事名	概要	担当課
5/1～5/31	水防月間	水害の未然防止又は軽減を目的に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、国民の水防に対する理解と広く協力を求めるため水防訓練の実施等を行う。	河川管理課
6/3	測量の日	測量の意義及び重要性に対する国民の理解と関心を一層高めるため、測量・地図に関する情報、知識を国民に普及、啓発する各種行事を全国的かつ一体的に実施する。	県土整備総務課
6/1～6/7	水道週間	水道についてさらに国民の理解を深め、水道事業の今後の発展に資するため広報活動を実施する。	水資源対策課 水道整備室
6/1～6/30	土砂災害防止月間	土砂災害防止に対する県民の理解と関心を深めるとともに土砂災害防止に関する防災知識の普及・警戒避難体制整備の促進等の運動を推進する。	砂防課
7/1～7/31	河川愛護月間	河川愛護思想の普及を図り、河川愛護と正しい河川の利用について広く県民の認識を深める。	河川管理課
7/1～7/31	海岸愛護月間	海岸愛護の思想を深く県民に広報し、豊かで潤いのある海岸の保全を推進する。	港湾課
7/7	川の日	河川と国民の関わり、その歴史、河川の持つ魅力などについて、広く国民の理解と関心を深める。	河川管理課
8/1 8/1～8/7	水の日 水の週間	水の有限性、貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めることを目的に、国及び地方公共団体、関係諸団体の緊密な連携により、水に関する各種行事を全国的に実施する。	水資源対策課
8/1～8/31	道路ふれあい月間	安全で快適な道路環境を保持するため、交通安全施設等の点検と整備、道路の正しい利用と道路愛護思想の普及を図り、道路を常に美しく安全に使用する気運を高める。	道路維持課
8/10	道の日	見過ごされがちな道路の重要性に対する県民の理解と道路愛護の精神を高めるため、「道の日」を中心に、道路を様々な角度から紹介する行事を展開する。	道路維持課 道路建設課
8/25～8/31	道路防災週間	防災施設・設備の点検や防災訓練などを実施するとともに、地域の方々や道路利用者などに安全性・信頼性の高い道路ネットワークの重要性と防災への備えなどを認識していただき防災への知識・意識の向上等を図る。	道路維持課

8/30～9/5 9/1	防災週間 防災の日		
10/1～10/7	全国道路標識週間	道路標識の設置状況及び表示内容を広域的・組織的に点検し、その管理の徹底を図るとともに、道路標識の重要性を広報し、道路標識に対する意識の高揚を図る。	道路維持課
11/18	土木の日	社会資本整備の重要性や土木事業についての理解を深めてもらうことを目的として現場体験やパネル展示のイベントを開催し、土木と日常のくらしの接点を紹介する。	県土整備企画課

県土整備行政の概要

令和7年 8月

発行者 福岡県県土整備部県土整備企画課

住 所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL (092) 651-1111

内線 4453 企画広報係